

## 令和3年度活動計画（案）

○中国地区所有者不明土地等連携協議会の活動について

### 1 通常総会

本会規約第6条の規定により、令和3年度活動計画に関する事項を決定します。

- 期 日 令和3年9月3日（金）  
場 所 Web会議（Microsoft Teams）  
議 題 1）令和2年度活動報告  
2）令和3年度活動計画（案）

### 2 幹事会

本会規約第7条の規定により、活動内容の調整及び執行に関する事項等を審議しました。

#### （1）第1回

- 期 日 令和3年5月14日（金）～5月25日（火）（5月25日（火）承認）  
場 所 メール開催  
議 題 1）令和2年度の活動内容の総括について  
2）令和3年度の活動内容の策定について（年間活動スケジュール）  
3）中国地区所有者不明土地等連携協議会ワーキンググループ運営要領について（構成員の組織変更に伴うもの）

#### （2）第2回

- 期 日 令和3年7月29日（木）～8月5日（木）（8月5日（木）承認）  
場 所 メール開催  
議 題 1）令和3年度の活動内容の策定について（講習会・講演会のテーマ等）

#### （3）第3回

- 期 日 令和3年度第4四半期に開催予定  
場 所 WEB会議予定  
議 題 1）市町村への支援方策の結果について

### 3 ワーキンググループ

本会規約第8条及びワーキンググループ運営要領に基づき、以下のとおり実施しました。令和3年度における講習会及び講演会の実施計画（案）の策定を行いました。

#### （1）鳥取県

- 期 日 令和3年7月6日（火）  
場 所 県土整備部会議室（中国地方整備局はWEBで参加）

- (2) 島根県  
期 日 令和3年6月17日(木)  
場 所 島根県職員会館(中国地方整備局はWEBで参加)
- (3) 岡山県  
期 日 令和3年7月15日(木)  
場 所 WEB会議
- (4) 広島県  
期 日 令和3年7月2日(金)  
場 所 WEB会議
- (5) 山口県  
期 日 令和3年6月15日(火)  
場 所 山口県庁11階収用委員会室(中国地方整備局はWEBで参加)

#### 4 講習会

講習会については、地方公共団体が求める用地業務における支援ニーズを踏まえたものとし、各県ワーキンググループで講義内容等を検討しました。以下のとおり開催を予定しています。

- (1) 鳥取県  
期 日 令和3年11月12日(金)  
場 所 鳥取県中部総合事務所  
講義内容 ①長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について(仮)  
(講師) (鳥取地方法務局)  
②地域福利増進事業における鑑定評価について(仮)  
(不動産鑑定士)
- (2) 島根県  
期 日 令和3年11月26日(金)  
場 所 多伎コミュニティセンター  
講義内容 ①長期相続登記等未了土地の解消作業について(仮)  
(講師) (松江地方法務局)  
②相続登記(手続)について(仮)  
(司法書士)  
③所有者不明土地法に基づく裁定手続について(仮)  
(島根県収用委員会事務局)
- (3) 岡山県  
期 日 令和3年11月30日(火)  
場 所 岡山県立図書館多目的ホール  
講義内容 ①長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について(仮)  
(講師) (岡山地方法務局)  
②登記関連について(仮)  
(司法書士)

(4) 広島県

- 期 日 令和3年10月26日(火)
- 場 所 広島市まちづくり市民交流プラザ
- 講義内容 ①長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について(仮)  
(講師) (広島法務局)
- ②土地所有者等の探索方法及び登記関連について(仮)  
(司法書士)

(5) 山口県

- 期 日 令和3年11月9日(火)
- 場 所 山口県庁視聴覚室
- 講義内容 ①長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消作業について(仮)  
(講師) (山口地方法務局)
- ②地域福利増進事業における鑑定評価について(仮)  
(不動産鑑定士)

なお、各県講習会に併せて出前相談会を実施し、地方公共団体等参加者の相談に対して協議会から回答を行う予定としています。

5 講演会

講演会については、所有者不明土地問題について地方公共団体職員に幅広く情報提供を行うことを目的とし、以下の内容で実施します。本来であれば令和元年度の広島市内での一括方式が望ましいところですが、新型コロナウイルス感染拡大も考慮し、昨年度(令和2年度)と同様に講習会と同日で各県開催といたします。

- 講義内容 ①所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制について  
(講師) (広島法務局)
- ※広島県で講演。他の4県は広島県の講演を撮影し、動画上映をおこなう。
- ②所有者不明関連法規の改正ポイントと今後の展望  
(弁護士)
- ※動画上映。

6 相談窓口の設置

- 日時 : 随時
- 場所 : 中国地方整備局用地部用地企画課(メールによることを基本)